



緑と活力のある ふれあいのまち小平



平成14年(2002年) 6/5

市報 こだいら

第984号 発行：小平市 編集：企画財政部広報広聴課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇こだいらホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

見直そう今までの暮らし 考えようこれからの暮らし

6月は環境月間

二酸化炭素は、私たちが生活するために石油や石炭などの化石燃料を消費(燃焼)することによって、大気中に排出されています。地球温暖化を防止するためには、私たちの生活を見直し二酸化炭素の排出量を減らす必要があります。

家庭でできる温暖化対策

- 次の取り組みのうち、できるものから始めてみませんか。
- ▽冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する：年間で約2千円の節約
- ▽週2日車の運転をやめる：往復8キロで年間で約8千円の節約
- ▽アイドリング・ストップを行う：1日5分で年間で約2千円の節約
- ▽主電源を切り、コンセントを抜く：年間で約6千円の節約
- ▽シャワーを1日1分家族全員が減らす：年間で約4千円の節約

▽風呂の残り湯を洗濯に使いまわす：年間で約5千円の節約

▽ポットやシャワーの保温を止める：年間で約2千円の節約



新緑のグリーンロードを歩きませんか

グリーンロードのあちこちでは、木々の葉が力強く、茂っています。また、あじさい公園(美園町一丁目)では、あじさいの花が咲き始めました。この季節から、散歩する人の姿が目立ちます。初夏の日差しと緑のシャワーを浴びながら、新緑のグリーンロードでさわやかな汗をかきませんか。



市制施行40周年記念事業

NHKテレビ ぽんぽん愉快家族 公開録画

市では、(株)小平市文化振興団とNHKとの共催で

新番組「ぽんぽん愉快家族」の公開録画を行います



11月3日(日) 午後1時54分～NHK総合

放送予定日 11月3日(日) 午後1時54分～NHK総合

放送予定日 11月3日(日) 午後1時54分～NHK総合

千円の節約
▽買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ
▽テレビの利用を1日1時間減らす：年間で約1千円の節約

「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、適正管理化学物質を取扱う事業者に対する使用量などの報告、提出が義務付けられました。

化学物質を取り扱う事業者は届出を
「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、適正管理化学物質を取扱う事業者に対する使用量などの報告、提出が義務付けられました。

化学物質 キシレン、トルエン、ベンゼン、テトラクロロエチレンほか
届出時期 毎年度4月から6月末日まで
※届出用紙は、問合せ先で配布しています。

大気汚染の状況

市では、自動車排出ガスなどによる大気汚染状況の測定を実施しています。単純に環境基準と比較することは難しいですが、浮遊粒子状物質濃度の新小金井街道を除く地点で、環境基準の値を下回っています。

今後、環境監視体制の充実および環境対策の促進を図ります。

主要道路大気状況 (午前9時から翌午前9時までの24時間調査)

道路名	調査日	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	交通量 (台)	大型車混入率 (%)
青梅街道	11月1日～2日	0.038	0.063	15,378	13.6
五日市街道	10月24日～25日	0.038	0.037	19,242	7.5
村山街道	10月24日～25日	0.041	0.046	17,622	5.0
府中街道	11月1日～2日	0.044	0.064	22,290	17.9
新小金井街道	11月1日～2日	0.035	0.11	17,652	15.3

主要交差点大気状況 (午前8時から午後6時までの10時間調査)

道路名	調査日	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	交通量 (台)	大型車混入率 (%)
喜平橋交差点	10月19日	0.042	0.042	23,526	3.4
八坂交差点	10月25日	0.046	0.047	16,206	4.6
小川町交差点	10月25日	0.040	0.043	19,554	7.9
花小金井4丁目交差点	10月19日	0.036	0.033	40,368	8.7
鈴木町交差点	10月19日	0.045	0.040	19,920	12.4
仲町交差点	10月25日	0.012	0.052	18,378	6.1

※環境基準
二酸化窒素……1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質……1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、適正管理化学物質を取扱う事業者に対する使用量などの報告、提出が義務付けられました。

化学物質を取り扱う事業者は届出を
「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、適正管理化学物質を取扱う事業者に対する使用量などの報告、提出が義務付けられました。

化学物質 キシレン、トルエン、ベンゼン、テトラクロロエチレンほか
届出時期 毎年度4月から6月末日まで
※届出用紙は、問合せ先で配布しています。

化学物質 キシレン、トルエン、ベンゼン、テトラクロロエチレンほか
届出時期 毎年度4月から6月末日まで
※届出用紙は、問合せ先で配布しています。